

## 富士山の保全状況報告書の取組状況について

1. イコモスからのコメントへの対応
2. 主なコメントへの対応
3. ヴィジョン・各種戦略の修正について
4. 富士山包括的保存管理計画改定の概要
5. 保全状況報告書提出スケジュール（概要）

(平成 27 年 5 月 26 日 第 6 回富士山世界文化遺産学術委員会資料)

## イコモスからのコメントへの対応

### 1 イコモスへの照会 (平成 26 年 11 月 28 日付け)

文化庁長官名でヴィジョン・各種戦略案(平成 26 年 9 月時点の暫定版(取組事例なし))に対するコメント・助言をイコモスに照会。

※イコモスへの照会は、世界遺産委員会決議において、ヴィジョン・各種戦略の手法に関してイコモスに助言を求めるよう推奨されたことによるもの。世界遺産条約履行のための作業指針等に基づく審査手続ではない。

### 2 イコモスからのコメント (平成 27 年 1 月 30 日付け)

ヴィジョン・各種戦略の方向性は概ね理解している旨のコメントとあわせ、保全状況報告書の提出に向けて、世界遺産委員会の理解が得られるよう、更に反映できると良い点等についてコメントがあった。

※主なコメントへの対応は、資料 1-2 を参照

### 3 今後の方向性

昨年 12 月に、世界文化遺産協議会で採択したヴィジョン・各種戦略のブラッシュアップを図るとともに、包括的保存管理計画の改定に当たり、実施主体や工程等を明確にするなど、具体的で説得力ある内容を盛り込んでいく。

## 主なコメントへの対応

区分	イコモスからのコメント ※カッコ内は参考資料2の該当ページ	対応方針	記載箇所
全般的コメント	① 施策及び調査研究等に関する <u>タイムライン</u> を明示すること（P5）。 ② 既に達成したこと、中期的（3年以内）に達成可能なこと、長期的に取り組む必要があることを示した <u>アクションプラン（行動計画）を示すことができる</u> と良い（P5）。	包括的保存管理計画の第9章「行動計画の策定・実施」において、 <u>事業の実施主体・実施方法・工程等を具体的に明示</u> するように改定。	包括的保存管理計画 第9章「行動計画の策定・実施」 P97～136
各種戦略に関するコメント	<b>◎来訪者管理戦略</b> ① マイカー規制や入山料といった自主規制以外の手法を検討・試行する必要はないか。また、 <u>人々が富士山を訪れる方法を制限することができないか</u> 。（P2）	① ・ <u>来訪者管理の基本的な考え方を分かりやすく記述</u> 。 ・具体的には、 <u>海外の国立公園の先進事例やユネスコ世界遺産センター発行の「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル」を参考</u> にしていることを明示。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>登山者数を制限することで登山者に起因する全ての課題が解決されるわけではないため、登山者による影響に着目し、<u>多角的な視点から管理指標を設定</u>し、課題解決のための施策を実施する。</p> </div> ※昨年12月に策定した来訪者管理戦略では、上記の考え方を明示。	来訪者管理戦略 「4方向性」の冒頭に追加 P25
	② 登山道の浸食以外の主な負の影響として、 <u>ごみ投棄及びトイレの不備により起こり得る問題</u> があり、両方を解決するためには相当な資源（予算等）が必要となる。（P2）	② ごみ投棄やトイレのし尿処理等の環境面は、包括的保存管理計画において、 <u>これまでも改善が図られている</u> ことを記載済。（※1）	包括的保存管理計画 第3章「資産及びその周辺環境の現状課題」 （4）来訪者及び観光「エ し尿」 P38
	資産全体のプロモーションや来訪者管理を統合的に行っていくためには、本戦略に山麓の観光地を包含する必要があるように思われる。（P3）	③ 来訪者管理戦略には、 <u>適宜、山中・山麓の構成資産・構成要素の全体も視野に入れた</u> ものであることを明示。（※1）	来訪者管理戦略 「4方向性」 P26
	<b>◎上方の登山道等の総合的な保全手法</b> ① 利用者が与える影響という観点からは明確に示されているが、 <u>登山道の表面の安定化や水の管理のための最適な戦略を特定</u> する必要があると考える。（P3） ② 登山道の正式な保全戦略は策定されるのか。（P3）	・ <u>登山道・山小屋・トラクター道の3者間の調和的・補完的な関係に着目した「上方の登山道等の総合的な保全手法」（戦略）を策定済</u> 。 ・ <u>登山道については、パトロールを通じた点検・現地材料等を活用した維持補修等を既に実施</u> していることを戦略の <u>取組事例に掲載済</u> 。（※1）	上方の登山道の総合的な保全手法 5対策（2）「ア登山道」において、水の管理等に関する記述を追加 P39 包括的保存管理計画 第9章「行動計画の策定・実施」 ②登山道・来訪者に対する安全対策 ア）登山道の維持修繕 P111

（※1）包括的保存管理計画の改定に当たり、改めて実施主体・実施方法・工程等を明示。

ヴィジョン・各種戦略の修正について  
(平成 26 年 12 月 24 日第 5 回富士山世界文化遺産協議会后)

1 ヴィジョン・戦略修正の観点

① 世界遺産委員会決議のさらなる反映

世界遺産委員会決議文

4. Recommends that the State Party operationalize the management system in order to manage the property **as an entity** and **as a cultural landscape** with respect to the following:

a) Put in place an overall vision for the property related to its confliction needs to offer access and recreation and to maintain spiritual and aesthetic qualities

(日本語訳)

4. 締約国が、以下の点につき、資産をひとつの存在として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告し、

a) アクセスや行楽の提供と神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること

- ・ 文化的景観の管理手法は反映 → ひとつの存在 (an entity) としての管理の視点が欠如
- ・ 顕著な普遍的価値 (『信仰の対象』・『芸術の源泉』) を持つ 25 の構成資産をひとつのものとして管理 = 「ひとつの存在 (an entity) としての管理」
- ・ 構成資産だけでなく、緩衝地帯を含めた管理 = 「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape) としての管理」

② イコモスからのコメントへの対応

- ・ 「来訪者管理戦略」及び「上方の登山道等の総合的な保全手法」へ反映

③ ヴィジョン・戦略策定時からの時点修正等

2 ヴィジョン・各種戦略の主な修正点

①世界遺産委員会決議のさらなる反映

戦略名	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
ヴィジョン	3 ヴィジョン策定の趣旨 (P3~4)	<p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ウ. これらの2つの特質を維持・向上させるために、<u>山頂への登山、山中での周遊、山麓における観光・レクリエーションなどとの適切な調和・共存・融合の方法・戦略を定める。</u></p> <p>エ. そのような歴史を踏まえ、望ましい土地利用の在り方を展望し、富士山が持つ顕著な普遍的価値の継承を前提として、<u>文化的景観の管理の観点から人間と富士山との持続可能で良好な関係を築くための方法・戦略を定める。それは、「信仰の対象」としての性質を考慮した「望ましい富士登山の在り方」を展望するとともに、「芸術の源泉」となってきた富士山の「良好な展望景観の保全」をも目指すものでなければならない。さらにそれは、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、望ましい土地利用の在り方を目標とすることにもつながる。</u></p> <p>オ. (略)</p>	<p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ウ. これらの2つの特質を維持・向上させ、<u>25 の構成資産から成る「ひとつの存在(an entity)」として一体の管理を行うために、各種の方法・戦略を定める。</u></p> <p>エ. そのような歴史を踏まえ、望ましい土地利用の在り方を展望し、富士山が持つ顕著な普遍的価値の継承を前提として、<u>「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape) としての管理を行い、人間と富士山との持続可能で良好な関係を築くため、各種の方法・戦略を定める。</u></p> <p>オ. (略)</p>	<p>◎「ひとつの存在(an entity)としての管理」と「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)としての管理」に再整理。</p>
ヴィジョン	4 「ひとつの存在(an entity)」・「文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用 (P4~5)	<p>ア. (略)</p> <p>イ. 『世界遺産条約履行のための作業指針』第 47 項は (中略) <u>その場合に最も重要なことは、「神聖さ」・「美しさ」の観点から富士山の良好な展望景観を維持するために、阻害要件の改善及びその発生の確実な回避を目指すことである。</u></p> <p>ウ. 世界遺産委員会の決議に示された指摘・勧告を踏まえ、(以下略)</p> <p>エ. (略)</p>	<p>ア. (略)</p> <p>イ. 富士山は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』を表す「ひとつの存在」であり、<u>個々の構成資産を孤立分散的に捉えてはならない。「ひとつの存在」としての管理手法を反映した保存・活用」とは、「登拝・巡礼に基づく 25 の構成資産の相互のつながりを明確化するとともに、芸術作品に基づく 2 つの展望地点 (本栖湖西北岸の中ノ倉峠／三保松原) から富士山に対する良好な展望景観を維持し、両者を認知・共有できるようにすること」である。</u> <u>それは、「信仰の対象」としての性質を考慮した「望ましい富士登山の在り方」を展望するとともに、「芸術の源泉」となってきた富士山の「良好な展望景観の保全」を目指すものでなければならない。</u> <u>また、山頂への登山、山中での周遊、山麓における観光・レクリエーションなどとの適切な調和・共存・融合の方法・戦略へと具体化することが求められる。</u></p> <p>ウ. 『世界遺産条約履行のための作業指針』第 47 項は、(中略) <u>さらにそれは、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、望ましい土地利用の在り方を目標とすることにつながり、「神聖さ」・「美しさ」の観点から富士山の良好な展望景観を維持するために阻害要件の改善及びその発生の確実な回避を目指すことにもつながる。</u></p> <p>エ. 世界遺産委員会の決議に示された指摘・勧告を踏まえ、(以下略)</p> <p>オ. (略)</p>	<p>◎「ひとつの存在(an entity)としての管理」としての管理手法を反映した保存・活用を定義。</p> <p>◎文化的景観としての管理手法を反映した保存・活用の定義について、構成資産だけでなく緩衝地帯を含めること、土地利用の在り方を目標とすることを明記。</p>

②イコモスからのコメントへの対応

戦略名	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
来訪者管理戦略	3 課題 (P25)	「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル～(ユネスコ世界遺産センター発行(2002年))」等を参考としつつ、「望ましい富士登山の在り方」を定義し、調査研究を通じて現状に関する客観的な情報集約及び分析を行い、「望ましい富士登山の在り方」を実現することが可能な「上方の登山道の収容力」を設定し、計画的・段階的に実現する手法に基づく来訪者管理を行う必要がある。	特定の日・時間帯に五合目から山頂を目指す登山者が集中するなど、登山形態に著しい偏りが生じている。また、多数の登山者が『信仰の対象』『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を認知・理解し、富士登山の文化的伝統を後世へ継承していく必要がある。これらの課題を解決するために、来訪者管理戦略に基づき、計画的・段階的に施策を実施する必要がある。	富士山における課題をより具体的に記載
	4 方向性 (P25～26)	「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさの維持」との融合を目的とした「望ましい富士登山の在り方」を定義した上で、その実現のために「収容力の研究・設定」、「収容力に基づく施策の実施」、「収容力・施策の見直し」の3つの方向性を明示する。  (中略)  以上の「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、以下の3つの方向性を定める。 <u>なお、3つの方向性は主として上方の登山道を対象とする。</u>	来訪者管理戦略の策定に当たっては、始めに望ましい利用の在り方を定め、利用者数だけでなく、利用者の行動形態や季節等の複数の要素に着目し、複数の管理指標による来訪者管理を定めた「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル(ユネスコ世界遺産センター発行(2002年))」や海外の国立公園の先進事例等を参考とする。 <u>富士山における来訪者管理の仕組みとして、「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさの維持」との融合を目的とした「望ましい富士登山の在り方」を定義した上で、その実現のために「収容力の研究・設定」、「収容力に基づく施策の実施」、「収容力・施策の見直し」の3つの方向性を明示する。</u>  (中略)  以上の「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、以下の3つの方向性を定める。 <u>また、この3つの方向性を確実に進めることが、上方の登山道の来訪者の管理に寄与するとともに、情報提供戦略と緊密に連携を図ることで、山中・山麓の構成資産・構成要素との関係生・つながりの認知・理解を促進し、これらの構成資産・構成要素への訪問を誘導することになる。</u>	＜イコモスからのコメント＞「自主規制以外の方法や人々が富士山を訪れる方法の制限できないか」 ⇒登山者数をはじめとした複数の管理指標に基づき来訪者管理を行うことを明示。  ＜イコモスからのコメント＞ 「来訪者管理に山麓の観光地を包含する必要がある」 ⇒来訪者管理戦略は、情報提供戦略との緊密な連携の下に、山中・山麓の構成資産・構成要素の認知・理解及びそれらへの来訪者の訪問を推進することを明示。
上方の登山道等の総合的な保全手法	5 対策 (2)展望景観に配慮した材料・工法の選択 ア 登山道 (P37)	山梨県・静岡県は、パトロール等により登山道の浸食箇所の状況を継続的に把握し、維持補修業務に適切な材料・工法を反映させるなどの維持管理の充実を図る。	山梨県・静岡県は、パトロール等により登山道の風雨・融雪による浸食箇所等及び登山行為による影響等を継続的に把握し、維持補修業務に適切な材料・工法を反映させるなどの維持管理の充実を図る。	＜イコモスからのコメント＞「登山道の表面の安定化や水の管理のための最適な戦略を特定する必要がある」 ⇒既に実施している風雨等による浸食に対する対策を追加。

③ヴィジョン・戦略策定時からの時点修正等

戦略名	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
情報提供戦略	5 対策 (2)顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施 ア 内容 (P45)	① (略)  ② 保全の取組 各登山ルート <sup>1</sup> の混雑状況及び山小屋の予約状況を紹介するとともに、弾丸登山(事前に十分な休息を取らず、夜通し登山を行うこと Bullet Climbing)の自粛を求め、登山時の服装及び留意点など安全・安心な登山を行うための情報提供、ごみの持ち帰りなどの登山者のマナーとルールの啓発等を行う。	① (略)  ② 保全の取組 各登山ルート <sup>1</sup> の混雑状況及び山小屋の予約状況を紹介するとともに、弾丸登山(事前に十分な休息を取らず、夜通し登山を行うこと Bullet Climbing)の自粛を求め、登山時の服装及び留意点など安全・安心な登山を行うための情報提供、ごみの持ち帰りなどの登山者のマナーとルールの啓発等を行う。 <u>また、山小屋による環境配慮型トイレ整備の取組、地方公共団体や NGO が実施する清掃の取組、富士山を保全するための法制度などを情報発信することにより、富士山の保全に対する理解を促進する。</u>	取組追加。
危機管理戦略	2 現状 (1)火山噴火への対応 (P53)	富士山の火山噴火に対しては、2006 年(平成 18 年)に内閣総理大臣をはじめとする全閣僚及び学識経験者等から成る中央防災会議が「富士山火山広域防災対策基本方針」を策定した。山梨県・静岡県及び関係市町村は、2004 年(平成 16 年)に公表された「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」を踏まえ、主に富士山が噴火した場合の避難対応について示した「富士山の火山防災計画」を「地域防災計画」に追加した。  また、2014 年(平成 26 年)2 月には、山梨県・静岡県・神奈川県及び関係市町村等は避難が必要な範囲、避難対象者数及び避難先、段階別の避難等、避難の基本的な考え方を示した「富士山火山広域避難計画」を公表し、 <u>富士山火山防災訓練を実施している。</u>	富士山の火山噴火に対しては、2006 年(平成 18 年)に内閣総理大臣をはじめとする全閣僚及び学識経験者等から成る中央防災会議が「富士山火山広域防災対策基本方針」を策定した。山梨県・静岡県及び関係市町村は、2004 年(平成 16 年)に公表された「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」を踏まえ、主に富士山が噴火した場合の避難対応について示した「富士山の火山防災計画」を「地域防災計画」に追加した。  また、2014 年(平成 26 年)2 月には、山梨県・静岡県・神奈川県及び関係市町村等は避難が必要な範囲、避難対象者数及び避難先、段階別の避難等、避難の基本的な考え方を示した「富士山火山広域避難計画」を公表し、 <u>2015 年(平成 27 年)3 月には、情報伝達、広域避難の確保、交通規制など住民等が広域避難を円滑に実施するための対策について整理した「富士山火山広域避難計画【対策編】」を追記し、計画の充実を行った。</u>  <u>2014 年(平成 26 年)10 月には、三県合同の富士山火山防災訓練を実施し、富士山噴火時の対処手順や連携方法の確認などを行った。今後も訓練等を通じて計画の充実を図り、安全・安心の向上に努めていく。</u>	時点更新。
	5 対策 (1)噴火及びそれに伴う災害 (P54)	2014 年(平成 26 年)2 月に公表した「富士山火山広域避難計画」の考え方に基づき、防災訓練の実施により計画の検証を行い、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。  山梨県・静岡県は、2014 年(平成 26 年)9 月 27 日に発生した長野県と岐阜県との県境に位置する御嶽山(標高 3,067m)の噴火を受け、突発的な噴火等に対する登山者の安全の確保を目的として、登山者への情報伝達及び避難施設の在り方並びに登山者への事前の啓発活動等の検討を進めている。今後、富士山火山防災対策協議会において協議し、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反映していく。また、その内容は本戦略にも反映させる予定である。	2014 年(平成 26 年)2 月に公表した「富士山火山広域避難計画」の考え方に基づき、防災訓練の実施により計画の検証を行い、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。  山梨県・静岡県は、2014 年(平成 26 年)9 月 27 日に発生した長野県と岐阜県との県境に位置する御嶽山(標高 3,067m)の噴火を受け、突発的な噴火等に対する登山者の安全の確保を目的として、登山者への情報伝達方法、 <u>避難ルート、避難施設の在り方、登山者への事前の啓発活動等の検討を進めている。</u> 今後、富士山火山防災対策協議会において協議し、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反映していく。また、その内容は本戦略にも反映させる予定である。	時点更新。

戦略名	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
<p>開発の制御</p>	<p>5 対策 (2)個別事項への対策 コ 三保松原 ・海岸整備の改善 (P69)</p>	<p>静岡県は、「三保松原白砂青松保全技術会議」を設置・開催し、<u>景観上問題のある消波堤をL型突堤に置き換えるのが適当であるとの結論に達したところである。当該会議は引き続きL型突堤の規模・形状・色彩等の詳細構造や養浜方法、施工方法等の検討を進め、その結果に基づき具体的な実施に向けた整備計画を策定することとしている。</u></p>	<p>静岡県は、砂浜を保全するために設置した消波ブロックについて、「三保松原白砂青松保全技術会議」を設置・開催し、<u>防護と景観が両立する新たな海岸保全の在り方を検討した。</u>  「将来的、構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を実現するため、常に土砂供給の連続性を確保するよう努める」、「砂浜が自然回復するまでの間、景観上配慮した最小限の施設により、砂浜を保全する」という方針を定め、4基の消波堤のL型突堤への置き換えと養浜により砂浜を保全する対策を決定した。  このうち、<u>景観形成上重要な視点場である、羽衣の松付近から富士山を望む場合に影響の大きい1号、2号消波堤を含む区間を「短期対策区間」と位置付け、海浜変形シミュレーションや模型等による将来予測に基づく防護・景観を中心とした多面的な検証により、具体的な対策を決定した。また、対策を進めるに当たっては、モニタリングを適切に行い、その結果を踏まえて順応的に見直すものとしている。</u></p>	<p>時点更新。</p>
<p>経過観察指標の 拡充・強化</p>	<p>4 方向性 (P89～P90)</p>	<p>(1) 展望景観の定点観測地点の追加  2つの展望地点(本栖湖北西岸の中ノ倉峠、三保松原)のほか、構成資産及び緩衝地帯の範囲内に新たに複数の展望地点を設定し、定点観測によって展望景観の状態を把握する。</p> <p>(2) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握  富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況及び後世への継承の状況を把握する。</p> <p>(3) 来訪者の意識調査の実施  富士山の顕著な普遍的価値及び構成資産相互のつながりに関する来訪者の理解の状況を把握する。</p> <p>(4) 上方の登山道の収容力の設定  富士山の上方の登山道の収容力として、登山道ごとの1日当たりの登山者数をはじめ多角的な視点に基づく指標を設定する。</p> <p>(5)各種戦略・方法等の実施状況の把握  各種戦略・方法等に定めた課題の解決・改善のための対策の実施状況を継続的に把握し、評価・見直しを行っていくため、定期的かつ体系的な経過観察を実施する。</p>	<p>(1)「信仰の側面」・「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加</p> <p>ア 展望景観の定点観測地点の追加  2つの展望地点(本栖湖北西岸の中ノ倉峠、三保松原)のほか、構成資産及び緩衝地帯の範囲内に新たに複数の展望地点を設定し、定点観測によって展望景観の状態を把握する。</p> <p>イ 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握  富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況及び後世への継承の状況を把握する。</p> <p>ウ 来訪者の意識調査の実施  富士山の顕著な普遍的価値及び構成資産相互のつながりに関する来訪者の理解の状況を把握する。</p> <p>エ 上方の登山道の収容力の設定  富士山の上方の登山道の収容力として、登山道ごとの1日当たりの登山者数をはじめ多角的な視点に基づく指標を設定する。</p> <p>(2)各種戦略・方法等の実施状況の把握  各種戦略・方法等に定めた課題の解決・改善のための対策の実施状況を継続的に把握し、評価・見直しを行っていくため、定期的かつ体系的な経過観察を実施する。</p>	<p>構造整理(資産へ与える負の影響に関する経過観察と保全対策の進捗状況把握に係る経過観察とに分類)</p>

## 富士山包括的保存管理計画改定の概要

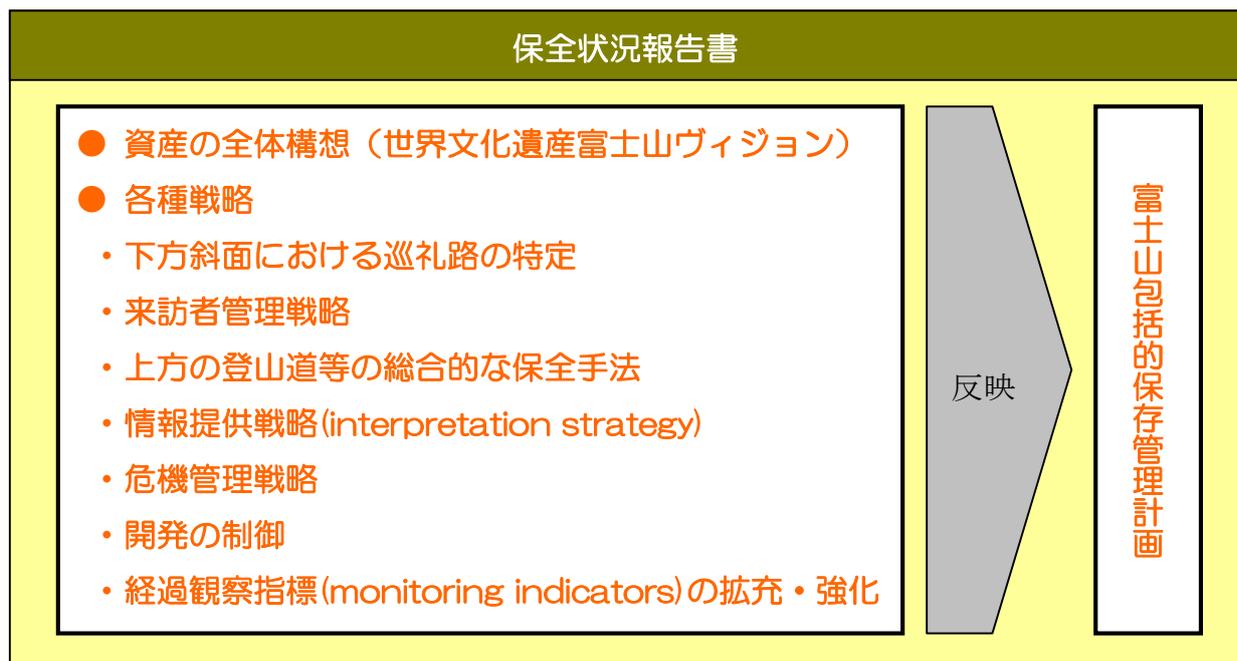
### 1 ユネスコ世界遺産委員会の要請事項

2016 年（平成 28 年）2 月 1 日までにユネスコの世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。

### 2 保全状況報告書の提出に向けた今後の取組

文化庁・環境省・林野庁，山梨・静岡両県，関係市町村等を中心に富士山包括的保存管理計画の改定を行い，保全状況報告書を最善のものとする。

<保全状況報告書のイメージ>



### 3 スケジュール

- ・ 平成 27 年 10 月まで                      富士山包括的保存管理計画改定  
各種戦略等のブラッシュアップ
- ・ 平成 27 年 10 月～平成 28 年 1 月      英訳作業（委託）
- ・ 平成 28 年 2 月 1 日まで              世界遺産センターへ保全状況報告書を提出
- ・ 平成 28 年夏                              第 40 回世界遺産委員会で審査 4      富士山包

## 括的保存管理計画の改定

### (1) 括的保存管理計画の構造 (改定前)

#### ◎本冊

- 第 1 章 括的保存管理計画策定の目的・経緯, 計画の構成・構造等
- 第 2 章 顕著な普遍的価値及び構成資産
- 第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題
- 第 4 章 基本方針
- 第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理
- 第 6 章 周辺環境との一体的な保全
- 第 7 章 経過観察の実施
- 第 8 章 整備・公開・活用の促進
- 第 9 章 体制の整備・運営
- 第 10 章 行動計画の策定・実施

#### ◎ 分冊 1

資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要

#### ◎ 分冊 2

資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要

### (2) 改定方針の概要

- 全 10 章からなる基本構造は変更しない
- 追加情報要請への回答, イコモス評価書, 第 37 回世界遺産委員会の決議文, 世界文化遺産富士山ヴィジョン及び各種戦略の反映
- 文化的景観の管理手法を反映した保存・活用の採用
- 「第 7 章 経過観察の実施」を最終章の第 10 章へ移管 (第 8 章→第 7 章, 第 9 章→第 8 章, 第 10 章→第 9 章)
- イコモス評価書及び世界遺産委員会決議文を分冊 3, 世界文化遺産富士山ヴィジョン及び各種戦略を分冊 4 として添付

※ただし, 検討の結果, 変更の必要が生じた場合はこの限りではない。

## (3) 主な改正点

目次	包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示))	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
第1章 包括的保存 管理計画の 目的・計画策 定・改定の経 緯、計画の構 成・構造等	<p><u>世界遺産一覧表への記載を推薦する「富士山」(以下「資産」という。)</u>は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこから展望景観の範囲により構成される。</p> <p>これらの複数の部分から成る資産を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、<u>その全体を包括的に保存管理するための基本方針・方法等を定めることが必要である。</u>そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、<u>本計画を策定する。</u></p>	<p>(1ページ、第1章、第1節)</p> <p><u>世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(以下「資産」という。)</u>は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこから展望景観の範囲により構成される。<u>これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや</u> <small>なりわい</small><u>生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として</u> <u>利用されてきた歴史を持つ。</u></p> <p><u>このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持との融合を図る「文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めることが必要である。</u>そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、<u>既存の包括的保存管理計画を改定し、新たに本計画を策定する。</u></p>	<p>一体的(「ひとつの存在(an entity)」としての)な管理を行うための基本方針・方法等に加えて、「<u>文化的景観(a cultural landscape)</u>」の管理手法を反映した保存・活用を行うための基本方針・方法等を定めることを追加した計画を策定(改定)することを記載。</p>
	(なし)	<p>(1ページ、第1章、第2節、第2項)</p> <p><u>(2)改定の経緯</u></p> <p><u>2013年(平成25年)6月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告した。</u></p> <p><u>そのため、2013年(平成25年)イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会の決議内容等を踏まえつつ、2014年(平成26年)12月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会並びに富士山世界文化遺産学術委員会における協議を経て、2015年(平成27年)●月に既存の計画の改定を行った(2015年(平成27年)版)。以下、本書では特に理由がない限</u></p>	<p>改定の経緯を追加。</p>

目次		包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示)	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
			<u>り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。</u>	
第2章	顕著な普遍的価値の 言明及び構成資産	※記載省略	(6～9ページ、第2章、第1節)  ※記載省略(上記ページを参照されたい)	顕著な普遍的価値の総合的所見及び評価基準を <u>世界遺産委員会決議文 37COM8B29</u> へ変更。
		(信仰の対象としての三保松原に関する記載はなし)	(16ページ、第2章、第2節、第2項 ア 3)、第3段落  3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・ <u>海浜</u> さらに、 <u>三保松原(構成資産 25)は、古来、神仙思想に基づき「蓬莱山」とも称された富士山と人間の世界とを結び付ける「架け橋」のような存在として重視され、16 世紀以降には曼荼羅図及び数多の登山案内図において、富士登拝の過程を表し、富士山信仰の聖域の西端に位置する重要な霊地として描かれた白砂青松の海浜である。</u>	三保松原を「 <u>信仰の対象</u> 」・「 <u>芸術の源泉</u> 」として記載。
		(浅間神社の選択基準及び胎内樹型の範囲の設定に関する記載はなし)	(19ページ、第2章、第2節、第3項 ア及びイ)  (3) 構成資産の範囲の設定 <u>ア. 浅間神社の選択基準</u> <u>イ. 胎内樹型の範囲設定の根拠</u> ※記載省略(上記ページを参照されたい)	浅間神社の選択基準、胎内樹型の範囲設定の根拠を追加。
		(なし)	(32～33ページ、第2章、第6節)  参照※記載省略(上記ページをされたい)	構成資産及び構成要素相互の <u>関係性・つながり</u> を追加。
第3章	資産及びその周辺環境の現状・課題	(1) 開発・都市基盤施設の整備 また、住民の居住地周辺では、国、山梨県・静岡県、関係市町村が道路整備や下水道整備等の都市基盤施設の建設・整備を行ってきた。 そのような施設の建設・整備は、現行の法規制の範囲内で適切に実施されてきたものである	(34ページ、第3章、第1節、第1項、第5段落)  (1) 開発・都市基盤施設の整備 また、住民の居住地周辺では、国、山梨県・静岡県、関係市町村が道路整備や下水道整備等の都市基盤施設の建設・整備を行ってきた。 そのような施設の建設・整備は、現行の法規制の範囲内で適切に実施されてきたものであるが、 <u>行為規制が比較的緩やかな区域内においては、構成資産及び構成要素間のつながり・関係性の確保に影響を与える開発・都市基盤施設の整備が行われる可能性があり、対策が必要である。</u>	各種戦略(経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化を除く)に記載した「 <u>2現状</u> 」、「 <u>3課題</u> 」を反映。

目次	包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示))	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
第3章 (続き) 資産及びその 周辺環境 の現状・課題 (続き)	(2)自然災害 (地域防災計画等を策定済みであることに関する記載はなし)	(35ページ、第3章、第1節、第3項、第1・第2段落)  (2)自然災害 <u>山梨県、静岡県及び関係市町村等は、住民の生命・財産を災害から保護するため、災害の発生前、発生時、発生後の時系列ごとに、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策等を内容とする「地域防災計画」を策定しており、継続して訓練を実施している。また、来訪者の生命・身体を災害から保護する観点から、安全確保への課題を整理し、さらなる対策を進めている。</u>	各種戦略(経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化を除く)に記載した「2現状」、「3課題」を反映。
	(4)来訪者及び観光 (来訪者管理の仕組みに関する記載はなし)	(37ページ、第3章、第1節、第4項 ア 第5段落)  (4)来訪者及び観光 <u>このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めてきたが、来訪者管理の基本的な考え方・方向性が関係者の中で共通理解となっていなかったため、「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル～(ユネスコ世界遺産センター発行(2002年))」等を参考としつつ、富士山における来訪者管理の仕組みを決定し、上方の登山道の収容力の調査研究に基づく管理手法の検討を進めている。</u>	各種戦略(経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化を除く)に記載した「2現状」、「3課題」を反映。
	(5)その他 (調査・研究の現状・課題及び構成資産相互の関係生・つながりに関する記載はなし)	(41ページ、第3章、第1節、第5項 ア 第2段落～第5段落)  (5)その他 <u>山梨県・静岡県及び関係市町村は、構成資産、構成要素及びそれらを結ぶ巡礼路に関する調査・研究を実施し、それらの成果を個別の報告書にとりまとめるとともに、「山梨県富士ビジターセンター」をはじめとする公開・活用施設における展示、パンフレットの作成及び地域住民等を対象とした講座の開催等を通じた顕著な普遍的価値の伝達に関する取組を実施しており、現在も継続している。</u> <u>また、これまでに実施されてきた調査・研究の成果より、各時代尾における富士山信仰の形態に応じて、多様な構成資産間のつながりが明らかになったことから、構成資産・構成要素のつながり・関係性を表現したパンフレットを作成した。</u> <u>しかし、巡礼路・登山道を軸とする『信仰の対象』としての富士山の全体像を明らかにする調査・研究の熟度は十分ではない。</u>	各種戦略(経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化を除く)に記載した「2現状」、「3課題」を反映。

目次		包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示))	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
第3章 (続き)	資産及びその 周辺環境 の現状・課題 (続き)		<u>そのため、山梨県及び静岡県は、富士山世界遺産センター(仮称)の整備を進め、この施設を中心に博物館、関係市町村との連携の下に実施する調査・研究の体制、山梨県富士山科学研究所及び博物館等の関係施設と連携した来訪者等の認知・理解の促進を図る仕組みの検討を進めている。</u>	
		(保全手法の充実及び展望景観に配慮した人口構造物の設置・改修等に関する記載はなし)	(41ページ、第3章、第2節、構成資産1 第4段落) <u>浸食の影響等について調査・分析を行い、浸食及び地形の状況等に 応じた効果的な保全手法の充実を図っていく必要がある。また、山梨 県・静岡県は、登山道沿いの落石防護施設等の人工構造物の設置・改 修に当たって、展望景観に配慮した形態・意匠となるよう努めている。</u>	各種戦略(経過観察指標 (monitoring indicators)の拡 充・強化を除く)に記載した「2現 状」、「3課題」を反映。
第4章	基本方針	(なし)	(50ページ、第4章、冒頭) <u>富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝えるためには、富 士山が持つ「神聖さ」「美しさ」という特質を維持・向上させるとともに、 富士山の山麓の区域の土地利用の歴史を踏まえた土地利用を展望し 人間と富士山との持続可能で良好な関係を築いていく必要がある。これ らのことを実現するためには、関係行政機関のみならず、地域住民及び 資産の保存管理に取り組む団体等も含めた保存管理の方法・体系(シ ステム)を構築する必要がある。</u>	ビジョンに記載した「3 ヴィジ ョン策定の趣旨」を反映。
		1. 顕著な普遍的価値の保存管理 富士山の顕著な普遍的価値が『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つ の側面から成ることについて整理するとともに、それぞれの側面につい て、富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉と なった「展望地点・展望景観」の観点からの保存管理を実施する。	(50ページ、第4章、第1節、第1段落) 1. 顕著な普遍的価値の保存管理 富士山の顕著な普遍的価値が『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つ の側面から成ることについて整理するとともに、それぞれの側面につい て、富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉と なった「展望地点・展望景観」の観点からの保存管理を実施する。 <u>同時 に、2つの側面を表す25の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」とし て捉えた保存管理を実施する。</u>	「ひとつの存在(an entity)」として の管理を行うことを明記。
		(文化的景観の管理手法を反映した管理手法に関する記述はなし)	(50ページ、第4章、第1節、第1段落) 2. 周辺環境との一体的な保全 <u>富士山の裾野を含む山麓の区域(資産とその周辺環境)は、人々の暮 らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地 でもあることを考慮し、「文化的景観(a cultural landscape)」の管理手 法を反映した保全を実施する。</u>	「文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映 した保全を行うことを追加。

目次	包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示))	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
第5章 顕著な普遍的価値の保存管理	第2章において明確化したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成り、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点に基づく保存管理を行う。	(52ページ、第5章、第1節、第1項、第1段落)  第2章において明確化したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成り、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点に基づき、 <u>2つの側面を表す構成資産の関係性・つながりを考慮した「ひとつの存在(an entity)」としての保存管理を行う。</u>	「 <u>ひとつの存在(an entity)</u> 」としての管理を行うことを明記。
	(富士山火山広域避難計画等に関する記載はなし)	(53ページ、第5章、第2節、第1項 ウ 1)、第2・第3段落)  <u>また、2014年(平成26年)2月に公表した「富士山火山広域避難計画」の考え方に基づき、防災訓練の実施により計画の検証を行い、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。</u> <u>山梨県・静岡県は、2014年(平成26年)9月27日に発生した長野県と岐阜県との県境に位置する御嶽山(標高 3,067m)の噴火を受け、突発的な噴火等に対する登山者の安全の確保を目的として、登山者への情報伝達及び避難施設の在り方並びに登山計画書提出の呼びかけなど登山者への事前の啓発活動等の検討を進めている。今後、富士山火山防災対策協議会において協議し、その結果を「富士山火山広域避難計画」に反映していく。また、その内容は危機管理戦略に反映させる予定である。</u>	各種戦略(来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、危機管理戦略等)に定めた「 <u>4方向性</u> 」、「 <u>5対策</u> 」を反映。
	(来訪者管理に関する記載はなし)	(54ページ、第5章、第2節、第1項 エ 1)、第1段落)  <u>富士山における来訪者管理の仕組みとして、望ましい富士登山の在り方を定義し、その実現に向けて、2015年(平成27年)から3年を目途に上方の登山道の収容力を研究・設定し、収容力に基づく施策を実施する。なお、この仕組みは主として五合目以上の登山道を対象とするが、<u>上方の登山道と山中・山麓の構成資産・構成要素との関係性・つながりを強化し、望ましい富士登山の在り方を実現するため、適宜、山中・山麓の構成資産・構成要素の全体も視野に入れることとし、情報提供戦略との緊密な連携の下、顕著な普遍的価値の伝達を図るものとする。</u></u>	各種戦略(来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、危機管理戦略等)に定めた「 <u>4方向性</u> 」、「 <u>5対策</u> 」を反映。

目次		包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示)	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
		(保全手法の充実及び展望景観に配慮した人口建造物の設置・改修等に関する記載はなし)	(55ページ、第5章、第2節、第2項 構成資産1)  <u>登山道、山小屋及びトラクター道の3者の調和的・補完的な関係を尊重するため、「来訪者管理戦略の確実な実施」、「展望景観に配慮した材料・工法による維持補修」を行う。</u>	各種戦略(来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、危機管理戦略等)に定めた「4方向性」、「5対策」を反映。
第6章	周辺環境との 一体的な保全	(なし)	(66ページ、第6章、第1節、第2項)  <u>富士山の裾野を含む山麓の区域は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。そのような土地利用の歴史を踏まえつつ、山麓各所から富士山に対する良好な展望景観を維持できるようにするために、「文化的景観(cultural landscape)」の管理手法を反映して、顕著な普遍的価値の維持と観光・レクリエーションに対する社会的要請との相反する課題を調和的に解決する方法を示す。</u>	「 <u>文化的景観(a cultural landscape)</u> 」の管理手法を反映した保全を行うことを追加。
		(なし)	(68ページ、第6章、第2節、第1項 イ、第2段落)  <u>国、山梨県・静岡県及び関係市町村が連携して、世界文化遺産富士山の周辺環境の保全の観点から、法令上の各種行政手続の見直しに向けて再点検を早期に図る。具体的には、①行為の届出、②事前協議、③公聴、④学識経験者等によって組織される審議会等における専門的見地からの審議等、各段階の行政手続を効果的・重層的に実施することにより、潜在的な開発圧力の早期把握、合意形成に向けた調整、経過観察などの側面から、開発の制御の効果を促進する。</u>	各種戦略(開発の制御)に定めた「4方向性」、「5対策」を反映。
第7章	整備・公開・ 活用の促進	このような調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に、富士山世界遺産センター(仮称)を設置することとしている。	(85ページ、第7章、第2節、第1項、第6段落)  このような調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に、富士山世界遺産センター(仮称)を設置することとしている。 <u>山梨県・静岡県・富士山世界遺産センター(仮称)が中心となり、博物館や関係市町村等との連携の下に総合的・学際的な調査・研究の推進、報告書の作成・公刊、それらの成果を発表・公開・紹介できる場の準備等について実行可能な計画を策定し、確実に実施する。</u>	各種戦略(下方斜面における巡礼路の特定、情報提供戦略(interpretation strategy))で定めた「4方向性」、「5対策」を反映。

目次		包括的保存管理計画(改定前)の 記載内容(代表的な改正箇所を例示)	改正箇所(代表的な箇所を例示) ※カッコ内は包括的保存管理計画(資料3-2)におけるページ等	改正点
		(なし)	(85～87ページ、第7章、第2節、第2項) ※記載省略(上記ページを参照されたい)	<u>富士山世界遺産センター(仮称)の整備計画を追加。</u>
第8章	体制の整備・ 運営	(世界遺産富士山基本条例に関する記載はなし)	(95ページ、第8章、第2節、第3項)  <u>2015年(平成27年)3月、山梨県及び静岡県は、官民協働の下に将来にわたり富士山の保全に関する施策を推進することができるよう、富士山の保全に関し、県民の役割や県が行う施策の基本となる事項等を定めた「世界遺産富士山基本条例」を制定した。</u>	<u>世界遺産富士山基本条例の制定を追加。</u>
第9章	行動計画の 策定・実施	(次ページを参照されたい。)	(97～136ページ、第9章) ※記載省略(上記ページを参照されたい)	<u>事業の実施主体、対策の具体的な工程等を明記。</u>
第10章	<u>資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観阻害要因調査に係る展望地点は2箇所。</li> <li>・富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況を観察指標はなし。</li> <li>・顕著な普遍的価値に関する理解の状況を観察指標はなし。</li> </ul>	(144～148ページ、第10章) <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観阻害要因調査に係る<u>展望地点数を増加。</u></li> <li>・<u>富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況を観察指標に追加。</u></li> <li>・<u>顕著な普遍的価値に関する理解の状況を観察指標に追加。</u></li> </ul>	各種戦略(経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化)で定めた「4方向性」、 <u>「5対策」を反映。</u>

1. 方向性  
(略)

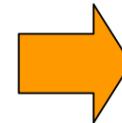
2. 方法  
(1)～(4) (略)

(5) 各種構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

ア. 事業実施の方向性  
(略)

イ. 各実施事業の目的・概要

NO.	目的	概要
1～6	(略)	(略)
7	白糸ノ滝及び周辺地域の整備	静岡県・富士宮市が設置する「白糸ノ滝整備検討会議」を活用し、情報の共有化を図るとともに、静岡県、富士宮市が一体となって適切な保存管理を図る。 富士宮市は2012年に滝とその周辺の現状改善計画を策定する。特に滝の直近に位置する売店及び倉庫については、所有者等の理解の下に、それらの撤去・移転をも含めた総合的な整備を行う。
8～12	(略)	(略)



1. 方向性  
(略)

2. 方法  
(1) (略)

(2) 各種構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

ア. 事業実施の方向性  
(略)

イ. 各実施事業の目的・概要

①～⑤ (略)

⑥ 白糸ノ滝

○ 実施主体

静岡県・富士宮市

○ 概要

富士宮市が中心となり、白糸ノ滝の風致景観を阻害する人工構造物を撤去し、富士山及び滝からなる風致景観の維持・再生を図るとともに、富士山信仰に関連する巡礼・修行の場としての歴史が感じられる包括的な修景整備を行っている。

また、来訪者の安全性・快適性にも配慮した風致景観の向上を図るため、歩経路を整備するとともに、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場の整備、眺望視界を阻害する電柱・電線の撤去等を実施する。

○ 工程

年度	実施済	中期	長期
区分	2013(H25) ～2015(H27)	2016(H28) ～2017(H29)	2018(H30)～
滝壺の売店の撤去・移転			
滝壺周辺の整備	→		
ガイド施設、案内サイン等	→		
展望場の整備	→		
電柱・電線の撤去	→	→	



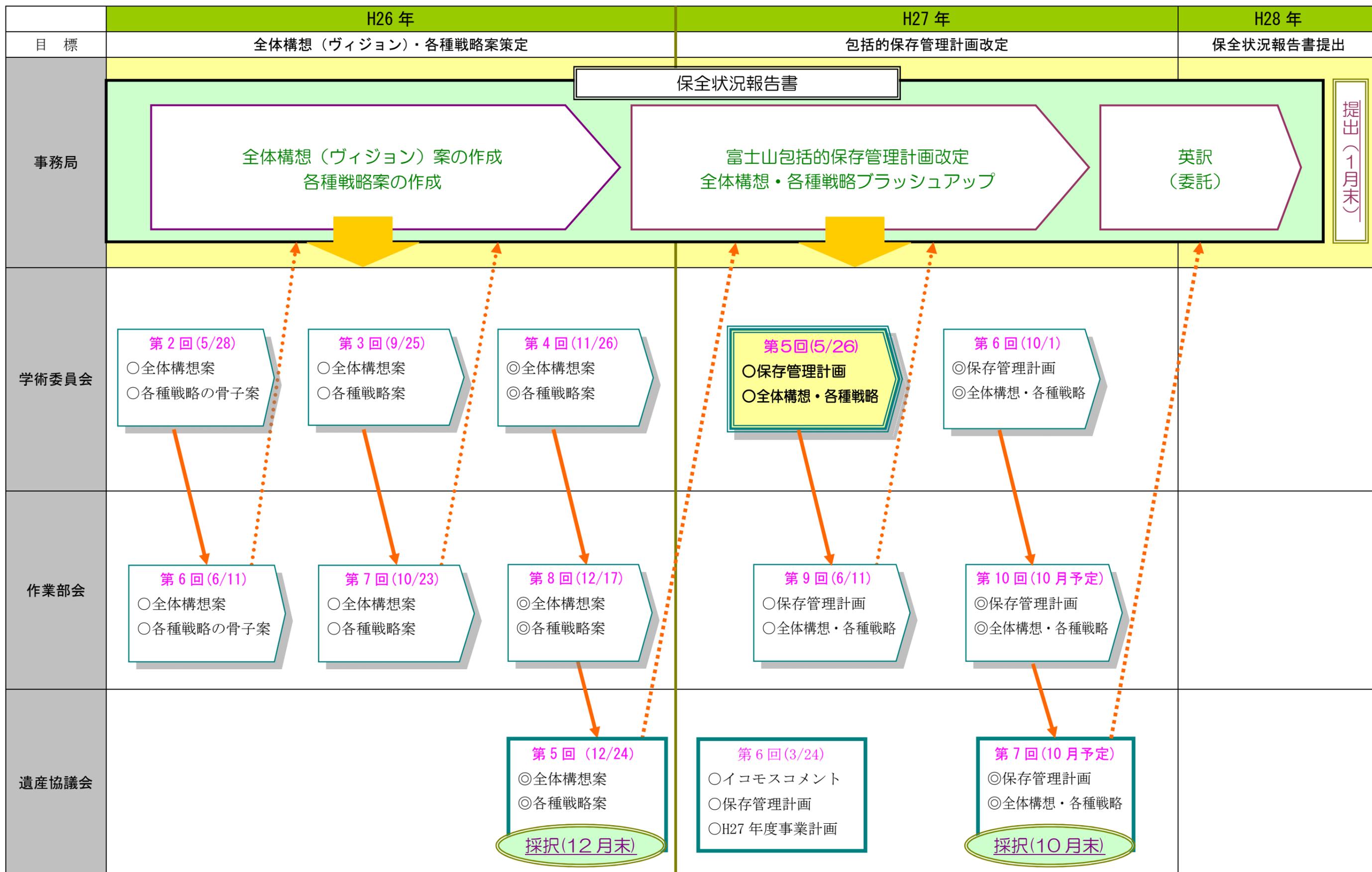
滝壺にある人工構造物

⑦～⑩ (略)



人工構造物撤去・修景整備後

保全状況報告書提出スケジュール (概要)



提出(1月末)

※ ○協議, ◆報告, ◎最終案提示